

【諮問第247号】

25川情個第45号
平成26年3月18日

川崎市長 福田紀彦様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会長 青柳幸一

公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて（答申）

平成23年11月4日付け23川健庶第1163号にて諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に係る異議申立てについて、次のとおり答申します。

【事務局】

総務局情報管理部行政情報課情報公開担当
電話 200-2107

1 審査会の結論

実施機関川崎市長が行った文書不存在を理由とする拒否処分は、妥当である。

2 開示請求の内容及び異議申立ての経緯

- (1) 異議申立人は、平成23年9月16日付けで、川崎市情報公開条例（平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。）第7条第1項の規定に基づき、実施機関川崎市長（以下「実施機関」という。）に対し、「川崎市職員が健康福祉局長の指導を求めて平成17年11月16日、18日に市長室に提出した要望書（受付・起案文・処理）」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。
- (2) 実施機関は、平成23年9月28日付けで、本件請求に対し、対象公文書は、川崎市公文書管理規程に定める保存期間を経過しており、文書不存在であるとして、開示請求拒否処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (3) 異議申立人は、平成23年10月24日付けで、本件処分の取消しを求めて異議申立てを行った（当審査会諮問第247号事件）。

3 異議申立人の主張要旨

平成23年10月24日付け異議申立書、平成24年1月19日付け意見書及び平成25年6月21日実施の口頭意見陳述によれば、異議申立人の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 本件請求に係る要望書（以下「要望書」という。）は、異議申立人が秘書課（異議申立人は、本件請求に係る公文書開示請求書及び異議申立書において「市長室」と記載しているが、市長室は平成9年の組織改正により現在の総務局秘書部になっている。意見書及び口頭意見陳述の内容からすると、異議申立人の記載した「市長室」は、総務局秘書部秘書課を指しているものと推認される。そこで、本答申では、市長室及び総務局秘書部秘書課のいずれも「秘書課」とする。）に提出したものであり、健康福祉局長の拙速な対応や姿勢の是正を市長に要請したものである。秘書課に提出した文書を関係局に写しを送付することは、一定の理解ができるが、問題を起こしている局長に送付するのみで完結させていることは、相互牽制の機能が働かないことを意味し、健全な組織とは言い難い。

健康福祉局に送付したとしても、秘書課にも原本あるいは写しが存在するはずである。

- (2) 要望書は、平成18年4月1日付けの異議申立人に対する不当人事異動の

要因となった文書である。不当人事異動の件が未解決であるにもかかわらず、その要因となった文書を5年で廃棄したとは考えられず、対象公文書は存在するはずである。

4 実施機関の主張要旨

平成23年12月9日付け処分理由説明書及び平成25年7月12日実施の口頭による処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

- (1) 異議申立人が秘書課に提出したと主張する要望書は、川崎市職員（以下「職員」という。）が市政運営に対する提案等を行う制度に基づかず提出されたものであったと考えられる。通常、こうした性質の文書等が秘書課に提出された場合、秘書課ではその文書等の写しを取らず、内容に応じて該当する局へ送付する。要望書の内容は、健康福祉局の人事に関するものであったため、健康福祉局に送付され、同局で受け付けたものである。
- (2) 要望書の受付、起案及び処理を行った文書が作成されたか否かは確認できないが、仮に作成されていたとした場合、それらの文書並びに要望書（以下「本件対象公文書」という。）は、川崎市公文書管理規則（平成13年規則第20号。処分理由説明書には「川崎市公文書管理規程」とあるが、正しくは「川崎市公文書管理規則」である。以下「規則」という。）に規定する第3種（保存期間5年）又は第4種（保存期間1年）の保存種別文書に該当すると思われるが、本件請求は、要望書の提出から5年が経過した後になされており、いずれにしても廃棄したものであると思われる。
- (3) 本件対象公文書が保存されていると推測される健康福祉局総務部庶務課内の書庫等を調査したが見つけることができなかった。また、秘書課においても存在しないことを確認している。
- (4) 異議申立人は、意見書において初めて、平成18年4月1日付け「不当人事異動」に要望書が関係していると主張している。しかしながら、異議申立人が主張するような「不当人事異動」の事実はなく、また、平成18年4月1日付け人事異動と要望書の関係について実施機関は認識し得なかったため、本件対象公文書の保存期間を延長する必要がなかった。

5 審査会の判断

(1) 秘書課における本件対象公文書の存否について

異議申立人は、本件対象公文書のうち要望書については秘書課に提出したものであるため、秘書課が要望書を健康福祉局に送付したとしても、秘書課にもその原本あるいは写しが存在するはずである、と主張している。

これに対し、実施機関の説明によれば、秘書課に提出された要望書に関する通常の手扱いは、要望書が職員の市政運営に対する提案等を行う制度に基づかずに提出された場合には、通常、秘書課では、そうした文書は写しを取らずに原本を該当する局に送付する。また、市長宛の文書を秘書課が受け取った場合には、市長に直接渡すのではなく、その文書の内容に応じて関係する部署にその文書の原本を送付し、秘書課ではその写しを残すことはない。したがって、実施機関は、要望書が職員の市政運営に対する提案等を行う制度に基づかずに提出されたものであり、かつ、要望書が健康福祉局の人事に関する内容であったため、秘書課は通常の手扱いに従って、健康福祉局に送付したものであり、秘書課にはその原本も写しも存在しない、と主張している。

そこで、秘書課における本件対象公文書の存否について検討する。

当審査会が調査したところ、要望書が提出された平成17年11月当時、川崎市には、職員が市政運営に対する提案等を行う制度として、職員提案制度（川崎市職員提案規程）、職員の声制度（川崎市職員の声制度要綱）（いずれも担当部署は総務局行財政改革室）があったが、異議申立人は要望書をいずれの制度にも基づかずに提出したものである。こうした制度に基づかずに提出された文書の処理方法について、定められた規定はない。

秘書課が要望書を健康福祉局に送付したことは、通常の手扱いに照らして、不合理とまではいえない。それゆえ、提出された要望書の原本や写しが秘書課に存在しないことも、当然のことといえる。さらに、秘書課に要望書の原本も写しも残さないのであれば、その要望書の受付、起案及び処理を行った文書を作成する必要もないことになる。

したがって、秘書課に本件対象公文書が存在していたことを窺わせる事情は存在しない。

なお、異議申立人は、要望書が健康福祉局長の拙速な対応や姿勢の是正を市長に要請したものであり、それを健康福祉局に送付したことは、不適切であると主張している。しかし、その当否については、当審査会が判断すべきことではない。

(2) 本件対象公文書の保存期間について

ア 実施機関は、本件対象公文書が不存在であることの理由として、本件請求時には規則に基づく保存期間を経過しており、既に廃棄されていると説明している。

そこで、本件対象公文書の保存期間について検討する。

保存期間は、規則第7条第1項別表で、公文書の種別（第1種～第4種）ごとに定められており、実施機関が、要望書の内容から該当すると考えている第3種又は第4種の保存期間は、それぞれ5年、1年となっている。また、その起算日は、規則同条第3項により、公文書の完結した日の属する会計年度の翌会計年度4月1日、ただし、暦年で整理する必要があるものは完結した日の属する年の翌年1月1日と定められている。

したがって、上記規定によれば、要望書が第4種より保存期間の長い第3種の文書であったとしても平成23年3月31日に、又は暦年で整理していた場合にも平成22年12月31日に、保存期間は満了していることになる。

異議申立人が要望書を提出したのは平成17年11月16日及び平成17年11月18日であり、本件請求がなされたのは平成23年9月16日付けである。したがって、平成23年9月16日付け本件請求は、要望書の保存期間満了後になされたものであると認められる。

イ なお、規則第7条第2項は、5年あるいは1年という保存期間自体を延長すべき場合として、以下の5つの事由を挙げている。

- (1) 現に監査、検査等の対象になっているもの
- (2) 現に係属している訴訟に関係するもの
- (3) 現に係属している不服申立てに関係するもの
- (4) 条例第6条又は川崎市個人情報保護条例（昭和60年川崎市条例第26号）第16条第1項若しくは第3項の規定による開示の請求があったもの
- (5) その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの

本件対象公文書の保存期間の延長事由の有無についてかかわるのは、とりわけ(3)と(5)の事由である。

まず、(3)の事由について検討する。

異議申立人は、以前より、条例又は川崎市個人情報保護条例に基づく開示請求の決定に対する不服申立てを複数回行っているが、本件請求時において「現に係属している不服申立て」はない。したがって、(3)の事由に

は該当しない。

次に、(5)の事由について検討する。

異議申立人は、平成18年4月1日付けの人事異動は不当であり、要望書はその要因となった文書であると主張している。しかしながら、要望書は、その内容から、その後の人事異動の要因となるものであると判断できるものではない。そして、要望書が人事異動の要因となった文書であるとの異議申立人の主張は、平成24年1月19日付け意見書において初めて主張されたことであり、仮に本件対象公文書が人事異動の問題に関連するものであったとしても、実施機関は、異議申立人の平成24年1月19日付け意見書が提出される以前には、要望書が異議申立人の人事異動の問題に関連する文書であるとは認識し得なかった。したがって、本件対象公文書がより保存期間の長い第3種の文書であったとしても、平成23年3月31日（又は暦年で整理していた場合には平成22年12月31日）の本件対象公文書の保存期間満了時に、「その他事務処理上保存期間の延長を必要とするもの」に該当するか否かを判断する状況にはなかった。

さらに、その他の事由(1)、(2)、(4)に該当する具体的事情も、窺われない。

以上のことから、要望書の保存期間満了時において、保存期間を延長する事由に該当する事情はなかった。

ウ 以上のとおり、本件請求時には、要望書は保存期間経過により既に廃棄されていたとしても不合理ではない。また、要望書に関する受付、起案及び処理を行った文書が作成されたか否かは確認できないが、仮に作成され、要望書とともに保存期間経過により廃棄されていたとしても不合理ではない。

したがって、本件対象公文書が存在しないとする実施機関の説明に不合理な点は認められない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員 青柳幸一
委員 植村京子
委員 小塚淳子
委員 三浦大介